

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般財団法人 日本産業技能教習協会
登録教習機関の住所 東京都荒川区東日暮里 6-60-10
代表者の氏名 理事長 青木 崇
事務所の名称 一般財団法人 日本産業技能教習協会 日暮里教室
事務所の所在地 東京都荒川区東日暮里 6-60-10
登録番号及び行うことができる技能講習
衛第 106 号 石綿作業主任者技能講習
登録年月日 令和 6 年 5 月 14 日
登録の有効期間の満了日 令和 11 年 5 月 13 日

令和 6 年 5 月 14 日

東京労働局長



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般財団法人 日本産業技能教習協会
登録教習機関の住所	東京都荒川区東日暮里 6-60-10
代表者の氏名	理事長 青木 崇
事務所の名称	一般財団法人 日本産業技能教習協会 日暮里教室
事務所の所在地	東京都荒川区東日暮里 6-60-10
登録番号及び行うことができる技能講習	衛第 107 号 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
登録年月日	令和 6 年 5 月 14 日
登録の有効期間の満了日	令和 11 年 5 月 13 日

令和 6 年 5 月 14 日

東京労働局長

